静岡県告示第753号

民間シェルター設置促進事業費補助金交付要綱(平成16年静岡県告示第887号)の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日

静岡県知事 鈴木康友

改正前

<u>民間シェルター設置促進事業費補助金交</u> 付要綱

第1 趣旨

知事は、配偶者からの暴力を受けた者等の 保護を行うため、シェルターを設置し、又は 設置しようとする民間団体に対し、予算の範 囲内において、補助金を交付するものとし、 その交付に関しては、静岡県補助金等交付規 則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要 綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「配偶者」には、婚姻 の届出をしていないが事実上婚姻関係と同 様の事情にある者を含み、「離婚」には婚 姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と 同様の事情にあった者が、事実上離婚した と同様の事情に入ることを含むものとす る。
- (2) この要綱において「配偶者からの暴力を 受けた者等」とは、次のいずれかに該当す る女性をいう。
 - ア 配偶者からの暴力(配偶者からの身体 に対する暴力又はこれに準ずる心身に有 害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対 する暴力等」という。)をいい、配偶者か らの身体に対する暴力等を受けた後に、 その者が離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対す る暴力等を含む。)を受けた者

改正後

<u>困難な問題を抱える女性等支援事業費補</u> 助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、<u>困難な問題を抱える女性等への支</u>援を行うため、<u>困難な問題を抱える女性等支援事業を行う</u>民間団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「困難な問題を抱える 女性」とは、困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律(令和4年法律第52号) 第2条に規定する困難な問題を抱える女性 をいう。
- (2) この要綱において「困難な問題を抱える 女性等」とは、次のいずれかに該当する者 をいう。
 - ア 困難な問題を抱える女性
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律(平成13年法律第31 号)第1条第2項に規定する被害者及び 同法第28条の2において準用する同法第 2条に規定する被害者
- (3) この要綱において「困難な問題を抱える 女性等支援事業」とは、第3の表事業区分 の欄に掲げる事業をいう。
- (4) この要綱において「民間団体」とは、次のいずれにも該当する民間の団体であっ

- イ 売春 (売春防止法 (昭和31年法律第118 号) 第2条に規定する売春をいう。以下 同じ。)の経歴を有する者で、現に保護及 び援助を必要とする状態にあると認めら れる者
- ウ 売春の経歴は有しないが、その者の生 活歴、性行又は生活環境等から判断して 現に売春を行うおそれがあると認められ る者
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な 生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が 他にないために、現に保護及び援助を必 要とする状態にあると認められる者
- (3) この要綱において「シェルター」とは、 配偶者からの暴力を受けた者等の一時避難 所をいう。
- (4) この要綱において「民間団体」とは、次 のいずれにも該当する民間の団体であっ て、知事が適当と認めるものをいう。 ア 構成員がおおむね10人以上であるこ
 - <u>イ 営利を目的とせず、公益性があるこ</u> と。
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、 及び信者を教化育成することを主たる目 的とするものでないこと。
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又は これに反対することを主たる目的とする ものでないこと。
- 第3 補助の対象及び補助率(額) 次の表に掲げるとおりとする。

神	前 助の対象	補助基準額	補助率(額)
事業の	経費		
区分			

- て、知事が適当と認めるものをいう。
- ア 構成員がおおむね10人以上であること。
- <u>イ 営利を目的とせず、公益性があるこ</u> <u>と。</u>
- ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、 及び信者を教化育成することを主たる目 的とするものでないこと。
- <u>エ 政治上の主義を推進し、支持し、又は</u> <u>これに反対することを主たる目的とする</u> ものでないこと。
- <u>オ 県内にシェルター又は居場所に関する</u> 活動の拠点を有すること。
- (5) この要綱において「シェルター」とは、 困難な問題を抱える女性等の一時避難所を いう。
- (6) この要綱において「居場所」とは、困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に気持ち、悩み等を話し、及び必要に応じ交流等をすることができる場所をいう。
- (7) この要綱において「アウトリーチ支援」 とは、訪問、巡回等により、困難な問題を 抱える女性に声をかけ、支援につなげるこ とをいう。

第3 補助の対象及び補助率(額) 次の表に掲げるとおりとする。

神	前助の対象	補助基準額	補助率(額)
事業の	経費		
区分			

	T			ı		T	· /	1
スター	県が実施する	/	(略)		スター	県が実施する	/	(略)
トアッ	研修等に参加す				トアッ	研修等に参加す		
プ研修	ることにより、				プ研修	ることにより、		
事業	シェルターの設				事業	シェルター <u>又は</u>		
	置及び運営に係					<u>居場所</u> の設置及		
	る知識及び技術					び運営に係る知		
	を修得する事業					識及び技術を修		
	に要する経費					得する事業に要		
						する経費		
居住環	配偶者からの				居住環	困難な問題を		
境整備	暴力を受けた者				境整備	<u>抱える女性等</u> が		
事業	<u>等</u> が生活をする				事業	生活をするため		
	ために必要な家					に必要な家具等		
	具等をシェルタ					をシェルターに		
	ーに設置し、居					設置し、居住環		
	住環境を整備す					境を整備する事		
	る事業に要する					業に要する経費		
	経費							
シェル	シェルターの	次に掲げる	(略)		シェル	シェルターの	次に掲げる	(略)
ター運	運営に要する次	経費の区分に			ター運	運営に要する次	経費の区分に	
営事業	に掲げる経費	応じ、それぞ			営事業	に掲げる経費	応じ、それぞ	
	1 賃借料(自	れに掲げる額				1 賃借料(自	れに掲げる額	
	己所有物件	とする。				己所有物件	とする。	
	(自宅を除	1 賃借料				(自宅を除	1 賃借料	
	く。)をシェル	60万円				く。)をシェル	60万円	
	ターとして利	2 光熱水費				ターとして利	2 光熱水費	
	用する場合	36,000円				用する場合	3万6,000円	
	は、同等の物	3 通信費				は、同等の物	3 通信費	
	件を賃借した	24,000円				件を賃借した	2万4,000円	
	場合に要する					場合に要する		
	と認められる					と認められる		
	経費。)					経費)		
	2 光熱水費					2 光熱水費		
	(基本料金に					(基本料金に		
	限る。)					限る <u>。以下同</u>		
						<u>r.</u>)		

J			j			
	3	通信費	、基			
		料金				
			(二)以			
	る	5。)				

様式第1号 (略)

民間シェルター設置促進事業費補助 金交付申請書

(略)

年度において<u>民間シェルター設置促進</u> 事業を実施したいので、補助金を交付される よう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう 併せて申請します。

(略)

様式第6号 (略)

民間シェルター設置促進事業計画変 更承認申請書

ì	1	•
	3 通信費(基	
	本料金に限	
	る <u>。以下同</u>	
	<u>じ</u> 。)	
居場所	居場所の運営	次に掲げる
運営事	に要する次に掲	経費の区分に
<u>業</u>	げる経費	応じ、それぞ
	1 賃借料(自	れに掲げる額
	己所有物件	とする。
	(自宅を除	1 賃借料
	く。)を居場所	<u>60万円</u>
	として利用す	2 光熱水費
	<u>る場合は、同</u>	3万6,000円
	等の物件を賃	3 通信費
	借した場合に	2万4,000円
	要すると認め	4 旅費
	られる経費)	<u>12万円</u>
	2 光熱水費	
	3 通信費	
	4 旅費 (アウ	
	<u>トリーチ支援</u>	
	<u>に係るものに</u>	
	<u>限る。)</u>	

様式第1号 (略)

<u>困難な問題を抱える女性等支援事業</u> 費補助金交付申請書

(略)

年度において<u>困難な問題を抱える女性</u> 等支援事業を実施したいので、補助金を交付 されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう 併せて申請します。

(略)

様式第6号 (略)

<u>困難な問題を抱える女性等支援事業</u> 計画変更承認申請書 (略)

年月日付け第号により補助金の交付の決定を受けた<u>民間シェルター設置</u>促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第7号 (略)

実績報告書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助 金の交付の決定を受けた<u>民間シェルター設置</u> 促進事業が完了したので、関係書類を添えて 報告します。

(略)

様式第8号 (略)

請 求 書 (概算払請求書)

(略)

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定(決定)を受けた<u>民</u>間シェルター設置促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

(略)

(略)

年月日付け第号により補助金の交付の決定を受けた困難な問題を抱える女性等支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第7号 (略)

実績報告書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助 金の交付の決定を受けた<u>困難な問題を抱える</u> 女性等支援事業が完了したので、関係書類を 添えて報告します。

(略)

様式第8号 (略)

請求書(概算払請求書)

(略)

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定(決定)を受けた<u>困</u>難な問題を抱える女性等支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。